

公 告

こうち人づくり広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第1号）第6条の規定に基づき、別添のとおり、当広域連合の人事行政の運営等の状況をここに公告する。

令和2年12月1日

こうち人づくり広域連合長 岡 崎 誠 也

こうち人づくり広域連合人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職の状況 (単位：人)

令和元年度採用者数	令和元年度退職者数
0 人	0 人

※非常勤職員を除いています。

(2) 職員数の状況 (各年4月1日現在、単位：人)

令和元年	令和2年	対 前 年 増 減 数
7 人	7 人	0 人

※職員数は一般職に属する職員の数であり、県及び市町村からの派遣職員を含み、非常勤職員を除いています。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (令和元年度決算)

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	平成30年度 の 人 件 費 率
1 3 4, 5 9 8 千円	3, 8 6 7 千円	2. 9 %	3. 0 %

※人件費には、派遣元に対する派遣職員負担金は含まれていません。

(2) 職員給与費の状況 (令和2年度当初予算)

職員数 (A)	給 与 費				1 人当たり 給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
7 人	—	3, 3 4 2 千円	—	3, 3 4 2 千円	4 7 7 千円

※職員手当は管理職特別勤務手当及び時間外勤務手当です。

(3) 時間外勤務手当

区 分	令和元年度	平成30年度
支 給 総 額	1, 1 0 4 千円	1, 4 9 3 千円
職員1人当たり 平均支給年額	1 8 4 千円	2 4 9 千円

(4) 特別職の報酬等の状況（令和元年4月1日現在）

区 分		報酬の額	
広域連合長		年額	50,000円
副広域連合長		年額	40,000円
議会の議員	議長	日額	15,000円
	副議長	日額	10,000円
	議員	日額	10,000円
選挙管理委員会	委員長	日額	7,000円
	委員	日額	7,000円
監査委員	識見を有する者のうちから選任された委員	日額	7,000円
	議会の議員のうちから選任された委員	日額	7,000円
公務災害補償等認定委員会委員		日額	7,000円
公務災害補償等審査会委員		日額	7,000円
情報公開・個人情報保護審査会委員		日額	7,000円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（令和元年4月1日現在）

(1) 勤務時間及び週休日、休日

勤務時間 月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分
（午前8時30分から午後5時15分まで）

週休日 日曜日及び土曜日

休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日
（12月29日から1月3日までの日。国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 休暇の種類

職員の休暇等には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇があります。

ア 年次有給休暇

1暦年20日（当該年の翌年に20日を超えない範囲内の残日数を繰越することができます。）

イ 病気休暇

(ア) 結核性疾患 引き続き1年以内

(イ) 規則により定めている難病 引き続き1年以内

(ウ) 地方公務員災害補償法第45条第2項の規定により、任命権者が公務又は通勤により生じたものであると意見を付した疾病又は負傷 引き続き1年以内

(エ) 前各号に規定するもの以外の疾病又は負傷 引き続き90日以内。
ただし、高血圧症、動脈硬化症、脳血管疾患、虚血性心疾患、肝臓疾患、じん臓疾患、糖尿病、悪性新生物又は精神性疾患にあつては、更に引き続き60日以内で延長することができます。

ウ 特別休暇

原 因	承認を与える期間
(1)風水害震災火災その他非常災害又は交通機関の事故等による出勤困難	そのつど必要と認める日又は時間
(2)風水害震災火災その他非常災害時の職員の退勤途上における身体の危険回避	そのつど必要と認める日又は時間

原 因	承認を与える期間
(3)風水害震災火災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊	1週間を超えない範囲内でそのつど必要と認める期間
(4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	そのつど必要と認める日又は時間
(5)選挙権その他公民としての権利の行使	そのつど必要と認める日又は時間
(6)地方公務員法第42条の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画の実施	計画の実施に伴い必要と認める日又は時間
(7)女子職員の生理(生理日において勤務することが著しく困難である場合)	2日を超えない範囲内でそのつど必要と認める期間
(8)職員の結婚	7日を超えない範囲内でそのつど必要と認める期間
(9)妊娠障害(妊娠中の女子職員が妊娠障害のため勤務することが著しく困難である場合)	妊娠の期間中10日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間
(10)妊産婦の健康診断(妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条及び第13条に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合)	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)とし、承認できる時間は、1回につき、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認める時間
(11)妊婦の通勤緩和(妊娠中の女性職員が、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認める場合)	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内で各々必要と認める時間
(12)職員の出産	出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から出産の日までの期間及び出産の日の翌日から8週間(多胎妊娠の場合にあっては、10週間)の期間
(13)男性職員の育児参加(職員の配偶者が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。)	職員の配偶者が、12の項に規定する承認を与える期間に該当する場合において、期間中5日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間
(14)配偶者の出産	出産の日又は出産予定日の前後2週間の期間において3日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間
(15)育児(職員が生後1年6月に達しない生児を育てる場合。ただし、男性職員にあっては、配偶者が当該生児を育てることができない場合に限る。)	1日2回(男性職員にあっては、配偶者が取得する当該休暇(労働基準法第67条の規定に基づく休暇等を含む。)を含む。)を含む。)1回45分
(16)看護 1 職員の配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族が負傷又は疾病等の事由により看護を必要とする場合において、職員以外に看護者がいないと認められるとき。ただし、小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下、この項において同じ。)が看護(疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断をうけさせることを含む。)を必要とする場合にあっては、当該看護のため職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 2 1により一の年につき5日承認を受けた後、職員の中学校就学の始期に達するまでの子が負傷又は疾病等の事由により看護(小学校就学の始期に達するまでの子にあっては疾病の予防を図るために予防接種又は健康診断をうけさせることを含む。)を必要とする場合において、職員以外に看護者がいないと認められるとき。ただし、小学校就学の始期に達するまでの子が看護を必要とする場合にあっては、当該看護のため職員が勤務しない	1 一の年につき5日(小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間 2 一の年につき2日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間

原 因	承認を与える期間
(17) 要介護者の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行、その他要介護者の必要な世話を行う職員が、当該介護及び世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間
(18) 骨髄又は末梢血管細胞の提供（職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血管細胞移植のための末梢血管細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血管細胞移植のため末梢血管細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき）	そのつど必要と認める日又は時間
(19) 社会に貢献する活動（職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで、次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。） 1 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 2 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設で広域連合が定めるものにおける活動 3 1及び2に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 4 国際交流団体又は公的団体が行う行事等において、通訳その他外国人を支援する活動	一の年につき5日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間
(20) 父母、配偶者及び子の祭日	その都度必要と認める場合において、1日
(21) 忌引	以下に定める期間内において必要と認める期間
※備考 1 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。 2 代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は、父母及び子に準ずる。 3 葬祭のため遠隔の地に赴く必要のある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。	配偶者、父母、子 7日
	祖父母、兄弟姉妹、配偶者の父母又は父母の配偶者 3日
	孫、おじ、おば、配偶者の子又は子の配偶者、配偶者の祖父母又は祖父母の配偶者、配偶者の兄弟姉妹又は兄弟姉妹の配偶者、配偶者のおじ若しくはおば又はおじ若しくはおばの配偶者 1日

エ 介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の無給の休暇です。（介護休暇の取得の間は、給与を減額します。）
一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要であると認められる場合に取得できます。

オ 組合休暇

職員が任命権者の許可を得て、正規の勤務時間中に給与の支給を受けずに登録された職員団体の業務に従事する場合の休暇です。1歴年につき、30日を超えない範囲で、1日又は1時間単位で取得することができます。

(3) 育児休業等

ア 育児休業

職員は、任命権者の承認を受けて、職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで、育児休業をすることができる。

イ 育児短時間勤務

職員は、任命権者の承認を受けて、職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子が小学校就学の始期に達する日まで、次に掲げるいずれかの勤務形態により、職員が希望する日及び時間帯において勤務することができます。

- ① 3時間55分勤務を週5日（週19時間35分勤務） 週休日（日、土曜日）
- ② 4時間55分勤務を週5日（週24時間35分勤務） 週休日（日、土曜日）
- ③ 7時間45分勤務を週3日（週23時間15分勤務） 週休日（日、土曜日、その他に2日）
- ④ 7時間45分勤務を週2日、3時間55分勤務を週1日（週19時間25分勤務）
週休日（日、土曜日、その他に2日）

※ 月曜日から金曜日までの5日間に1日7時間45分の勤務時間が割り振られている職員以外の職員にあっては、1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるような勤務の形態とします。

ウ 部分休業

職員は、任命権者の承認を受けて、職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子が小学校就学の始期に達する日まで、1日の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲で部分休業をすることができます。

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（令和元年度）

降 任	免 職	休 職	合 計
0 人	0 人	0 人	0 人

(2) 懲戒処分者数（令和元年度）

戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

5 職員のサービスの状況

(1) 年次有給休暇の取得状況

令和元年度 平均取得日数	11.8日
-----------------	-------

(2) 育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況

区 分	令和元年度 取得者数
育児休業	0 人
部分休業	0 人
介護休暇	0 人

(3) 職員の営利企業等従事許可の状況（令和元年度）

許可件数	0 件
------	-----

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

広域連合職員に対する独自の研修は実施していません。

令和2年3月に人事評価実施規程を定め、非常勤職員について人事評価を行いました。

（派遣元の人事評価の対象となる県及び市町村からの派遣職員は、広域連合の規定による評価の適用対象外としています。）

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 公務災害の発生状況（令和元年度）

公務（通勤）災害認定数	0 件
-------------	-----

(2) 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和元年度）

措置要求件数	0 件
--------	-----

(3) 不利益処分に関する審査請求の状況（令和元年度）

審査請求の件数	0 件
---------	-----